■ **中央市まちづくりアクションプラン行動計画　進捗管理一覧表（令和７年度取り組み状況）**

【生活環境戦略】

シート	No.	担当課	担当	分野	重点的に展開する施策	具体的な取り組み	取り組み内容	現状と課題 (令和8年3月末時点)	進捗状況	ロードマップ ファーストステップ【3年以内】 令和6年度	ロードマップ ファーストステップ【3年以内】 令和7年度	ロードマップ ファーストステップ【3年以内】 令和8年度	ロードマップ セカンドステップ【リニア開業まで】	ロードマップ サードステップ【リニア開業後】	令和7年度 実施内容及び今後の問題点	令和8年度の実施予定
生①	71 72 74	政策秘書課	市政戦略担当	生活環境戦略	多様な暮らし方の推進	移住・二地域居住の促進	・本市への移住者のニーズの把握及び移住希望者の支援（空き家の活用など移住につながる制度や支援策の立案）：① ・SNS などを活用した情報発信の充実及び魅力の発信による移住・定住の促進：① ・サテライトオフィススペースの誘致推進による二地域居住の促進：② ・首都圏をターゲットとした効果的なPR：③	・令和6年3月に「市デジタル田園都市構想総合戦略」を策定し、人口減少対策や活力ある地域づくりに取り組んでいるところだが、総務省が公表した25年人口移動報告によると、転出が転入を上回る転出超過（2025年で18人の社会減）となっている。 ・令和8年度からは、2か年にかけ「第3次長期総合計画」の策定を予定しており、移住定住等の促進に向けた対策を進め、人口の社会増を目指していく。 ・また、リニア開業の延期も踏まえ、引き続き関係人口の増加と移住定住に繋げられるよう、課題となる住む場所の確保や経済的負担の軽減策などの各種施策を推進する必要がある。	①総合戦略に基づき、移住支援事業など既存事業を継続し実施。令和7年12月から結婚新生活支援事業を開始。 ①空き家の利活用を推進。 ②③やまなし暮らし支援センター（東京都有楽町）との連携	①移住・定住の促進			②二地域居住の促進 ③リニア開業を強みとするPR	・既存の移住関連施策を継続実施した。12月から結婚新生活支援事業を開始した。 ・建設課で実施した空き家の所有者へのアンケート通知に空き家バンク制度のリーフレットを同封し、周知した。 ・やまなし暮らし支援センターの移住相談員が中央市を訪問、市内を案内した。今後の移住相談の際に、中央市を候補にしていただくようお願いした。 ・現状では首都圏から中央市への移住相談件数は少ないため、需要は低い。リニアの開業が近くなるにつれ、移住や、二地域居住の需要は増えるはずなので、そこに向け準備が必要。	左記①事業の継続推進と子育て世帯住宅取得支援事業（県補助1/2）を開始する。	
生②	69 70	まちづくり推進課	都市計画担当	生活環境戦略	暮らしやすい住環境の創出	開発需要に応じた公園緑地歩道などの整備	・調整池機能も備えた地域住民の住環境の受皿となる空間整備の検討 ・グラウンド公園などのレクリエーション施設の検討	都市公園を設置する場合においては、都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、設置目的に応じて配置及び規模を定めることになっている。	開発需要が明らかになっておらず、都市公園の整備の検討は行っていない。 市開発行為指導要綱の開発行為技術基準に基づいて、開発行為者に対して公園、緑地、広場の設置を指導している。	開発需要に応じた検討・整備の推進					市開発行為指導要綱の開発行為技術基準の運用	・公園整備の事業手法の検討 ・市開発行為指導要綱の開発行為技術基準の運用継続
生③	67	まちづくり推進課	企業立地推進担当	生活環境戦略	暮らしやすい住環境の創出	ウォーカブルな空間の形成	主要生活道路の改善整備、快適な歩行者空間の確保、交通安全対策の推進	本取り組みは、大規模な開発エリアやリニア新駅周辺を想定しており、具体的な検討段階に至るためには、開発構想、開発需要の案件が必要。	ウォーカブルなまちづくりの実践事例について、国土交通省から資料が示されており、資料から情報収集に努めている。	開発需要に応じた検討・整備の推進					ウォーカブルなまちづくりの実践事例に関する情報収集に努めたが、市内での具体的な検討段階には至っていない。	引き続き情報収集や企業との意見交換を行い、まずは開発需要の把握に努める。
生④	68	まちづくり推進課	企業立地推進担当	生活環境戦略	暮らしやすい住環境の創出	計画的な開発による良好な居住環境の整備	リニア開業を見据えた計画的な市街地整備による良質な住宅地の供給の検討	都市計画法第34条に基づく条例により、市街化調整区域内で、民間開発が実施されているものの、本取り組みは、大規模な開発エリア内やリニア駅周辺を想定しており、具体的な検討段階に至るためには、具体的な開発構想、開発需要の案件が必要。	都市計画法第34条に基づく条例により、市街化調整区域内での民間開発が行われているもの、市街地整備での良質な住宅地の供給は都市計画区域の線引きの見直しが必要。	都市計画法第34条に基づく条例の運用など					民間開発については都市計画法第34条に基づく条例に基づく開発行為に関し、事前協議、審査、許可及び適切な指導を行った結果、令和7年度で73区画の開発が行われた。	企業との意見交換を定期的に行い、案件化に向けて取り組みを加速させていく。
生⑤	73 74	まちづくり推進課	企業立地推進担当	生活環境戦略	多様な暮らし方の推進	移住・二地域居住の促進	・サテライトオフィススペースの誘致推進による二地域居住の促進：② ・首都圏をターゲットとした効果的なPR：③	リニア中央新幹線の開業時期が不透明なため、企業訪問での企業側の関心、ニーズの把握は限定的な状況。	企業との情報・意見交換を実施し、企業ニーズの把握に努めている。				②二地域居住の促進 ③リニア開業を強みとするPR		企業と情報・意見交換を実施し、リニア開業時期が不透明であるが、引き続きサテライトオフィスに関する企業の需要について、把握に努めていく。	企業ニーズを把握するため、企業との情報・意見交換を定期的に行い、支援制度の拡充や事業手法について検討をしていく。